

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成16年10月28日(2004.10.28)

【公表番号】特表2002-514946(P2002-514946A)

【公表日】平成14年5月21日(2002.5.21)

【出願番号】特願平9-518370

【国際特許分類第7版】

A 4 6 D 1/00

【F I】

A 4 6 D 1/00 1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成15年11月6日(2003.11.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成 15年 11月 6 日



特 許 庁 長 官 殿

1 事件の表示

平成 9年特許願第518370号

2 発明の名称

歯肉マッサージ用の口腔用ブラシ

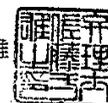
3 補正をする者

ジレット、カナダ、インコーポレーテッド

4 代理人

東京都千代田区丸の内3丁目2番3号
協和特許法律事務所内
[電話 東京 (3211)2321 大代表]

6428 弁理士 佐藤 一 雄



5 補正命令の日付

発送日 平成 年 月 日

6 補正により減少する請求項の数 36

7 補正対象書類名 請求の範囲

8 補正対象項目名 請求の範囲

9 補正の内容

請求の範囲を別紙の通りに補正する。



方 式 査



請 求 の 範 囲

1. 細長いハンドル（12）、

人間の口の中に挿入するのに適当なサイズであり、前記ハンドル（12）の端部から延びるヘッド部分（14）、および前記ヘッド部分（14）から延びる複数の剛毛からなるブラシ部分（16）を具備してなる、歯肉をマッサージするために適当な口腔用ブラシ（10）であって、前記複数の剛毛が、

（a）スチレン-エチレン-ブチレン-スチレンのブロックコポリマー、スチレン-ブタジエン-スチレンのブロックコポリマー、スチレン-イソプレン-スチレンのブロックコポリマー、ポリオレフィンエラストマー、またはそれらの2種以上の混合物である熱可塑性エラストマーを含んでなり、30またはそれより大きいショアーA硬度を有し、かつ少なくとも5MPaの曲げ弾性率を有する、前記ヘッド部分（14）から延びる複数の第一の剛毛（20）、ならびに

（b）非エラストマー状物質を含んでなる、前記ヘッド部分（14）から延びる複数の第二の剛毛（18）

を含んでなる歯肉をマッサージするために適当な口腔用ブラシ。

2. 前記エラストマーが、スチレン-エチレン-ブチレン-スチレンのブロックコポリマー、スチレン-ブタジエン-スチレンのブロックコポリマー、スチレン-イソプレン-スチレンのブロックコポリマー、またはそれらの2種以上の混合物である、請求項1に記載の口腔用ブラシ（10）。

3. 前記複数の第一の剛毛（20）が、ショアー硬度35～55を有する熱可塑性エラストマーを含んでなり、かつ前記熱可塑性エラストマーがスチレン-エチレン-ブチレン-スチレンのブロックコポリマーである、請求項2に記載の口腔用ブラシ（10）。

4. 前記熱可塑性エラストマーが、歯肉マッサージの間に歯肉を刺激しないように十分に柔軟性である、請求項1～3のいずれか1項に記載の口腔用ブラシ（10）。

5. 前記非熱可塑性エラストマーがポリアミド、例えばナイロン、である、請求項1～4のいずれか1項に記載の口腔用ブラシ（10）。

6. 前記熱可塑性エラストマーが、5～100MPaの曲げ弾性率を有する、請求項1～5のいずれか1項に記載の口腔用ブラシ(10)。

7. 前記非熱可塑性エラストマーが、研磨添加剤を含んでなる、請求項1～6のいずれか1項に記載の口腔用ブラシ(10)。

8. 前記複数の第一の剛毛(20)が30～100ミルの直径を有する、請求項1～7のいずれか1項に記載の口腔用ブラシ(10)。